

新たな交通規制の開始について【情報提供】

1 事業の趣旨

昨年、交通量を抑制することで歩行者の安全を確保することを目的とした交通規制の検討のため、交通社会実験を実施しましたが、次のとおり交通規制を開始します

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】班回覧をお願いします。

3 交通規制開始の内容

(1) 開始時期

令和 7 年 10 月 1 日（水）午前 7 時 30 分から

(2) 規制時間

土曜・日曜・休日を除く平日

午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分までの間

(3) 規制場所

横浜市栄区笠間 5 丁目 2 7 - 2 2 先 笠間薬局前交差点

(4) 内容

笠間薬局前交差点において、環状 4 号側から大船郵便局方向への左折を規制します。

対象は、自転車を除く全ての車両です。

なお、大型車等は終日の規制です。

4 参考事項

地元住民からの要望を受け、交通量を抑制し、通学児童及び通行歩行者を保護する趣旨で交通規制を実施するものです。

昨年の社会実験の際には、青木神社入口交差点から笠間薬局交差点方向への一方通行規制を行いましたが、笠間薬局前の交差点における左折禁止規制のみとなります。

笠間交差点の工事が荒天等で遅れた場合、規制開始が遅れることがあります。

趣旨をご理解いただき、ご協力願います。

5 交通規制に関するお問い合わせ・ご意見等

栄警察署交通課 045-894-0110（代表）

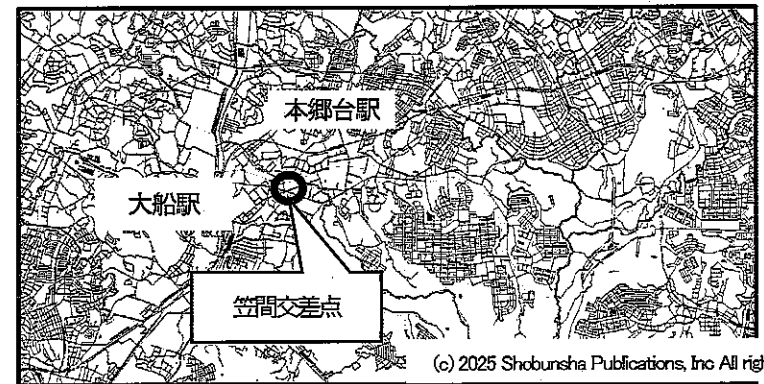
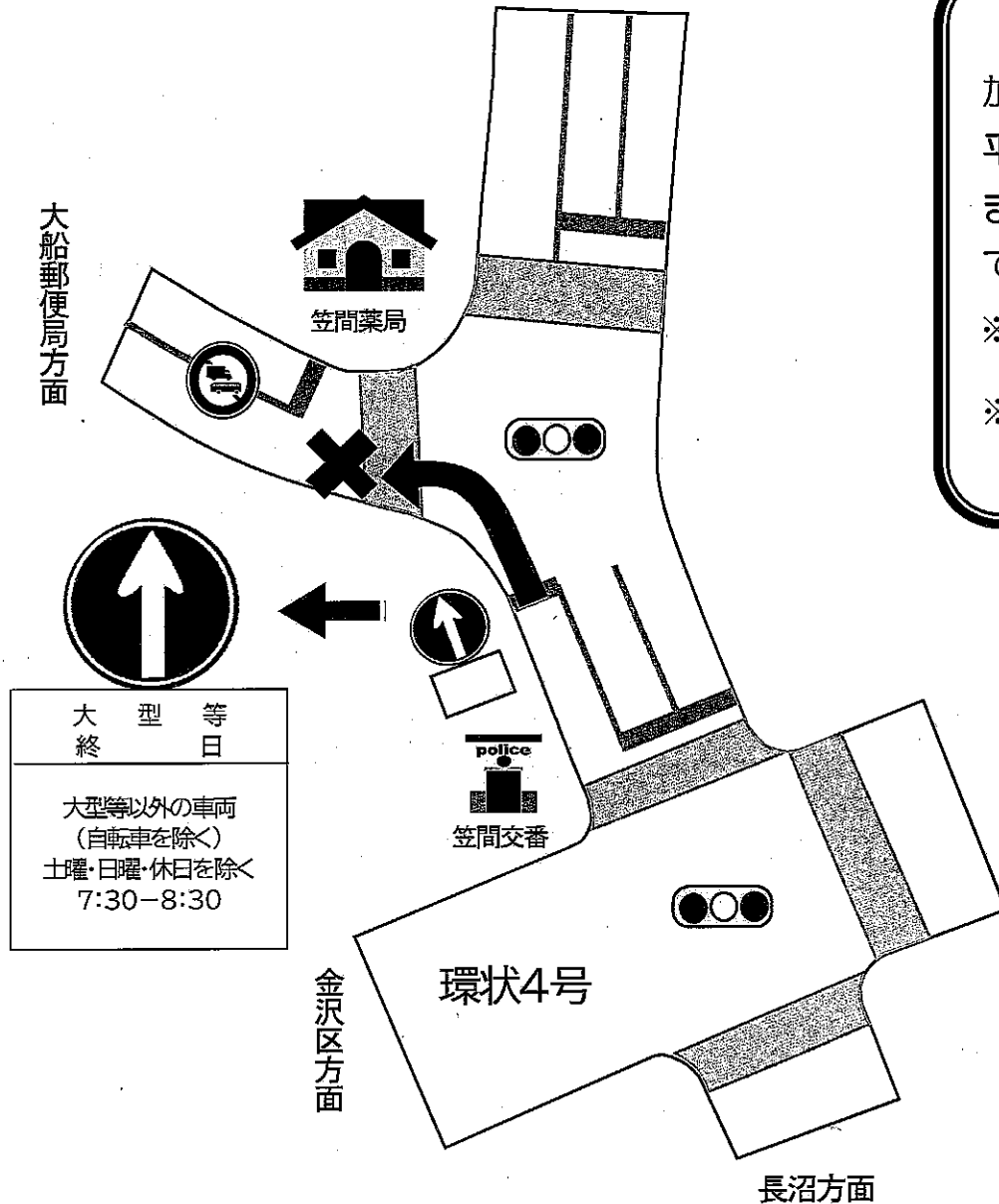
交通規制開始のお知らせ

大船駅方面

9月30日までは大型等※¹が終日通行できませんでしたが、加えて10月1日からは、大型等以外（自転車を除く）の車両※²も、平日（土曜・日曜・休日以外）の午前7時30分から午前8時30分までの時間帯は、赤矢印方向へ左折できなくなります。一方通行規制ではありません。

※¹ 大型等とは、「車両総重量8 t以上の自動車」「最大積載量5 t以上の自動車」「乗車人員11人以上の自動車」「大型特殊自動車」をいいます。

※² 大型等以外（自転車を除く）の車両とは、全車両のうち、※¹と自転車以外の車両をいいます。



戸塚区方面

令和7年10月1日（水）から規制開始

（笠間交差点の工事が荒天等の理由で遅れた場合、規制開始が遅れる場合があります。）

栄 警 察 署 交 通 課